

議 案 書

教育委員会

令和 6 年 1 0 月定例会

議 事 日 程

日 程	1	教育長職務代理者の指名及び議席の 決定について	…	P	3
日 程	2	第 2 3 号報告 …………… 長崎市北公民館及びチトセピアホール指 定管理者候補者選定審査会の審査結果に ついて		P	4 ～ 1 0
日 程	3	第 2 4 号報告 …………… 長崎市科学館指定管理者候補者選定審査 会の審査結果について		P	1 1 ～ 1 8
日 程	4	第 2 5 号報告 …………… 公の施設の指定管理者の候補者の選定に ついて（長崎市北公民館）		P	1 9 ～ 2 2
日 程	5	第 2 6 号報告 …………… 公の施設の指定管理者の候補者の選定に ついて（長崎市科学館）		P	2 3 ～ 2 6
日 程	6	第 5 0 号議案 …………… 教職員の人事について		(別	冊)

教育長職務代理者の指名及び議席の決定について

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第 13 条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会会議規則（抜粋）

（議席）

第 6 条 委員の議席は、委員の任命がある都度最初に開かれる会議において教育長が定める。

〔以下、略〕

第 2 3 号 報 告

長崎市北公民館及びチトセピアホール指定管理者候補者選定 審査会の審査結果について

令和 6 年 8 月 2 日及び令和 6 年 1 0 月 2 0 日に開催した長崎市北公民館及びチトセピアホール指定管理者候補者選定審査会の審査結果は、別紙のとおりです。

令和 6 年 1 0 月 2 8 日 提出

長崎市北公民館及びチトセピアホール
指定管理者候補者選定審査会

会長 宮下 茂

理 由

長崎市北公民館及びチトセピアホール指定管理者候補者選定審査会の審査結果について、長崎市教育委員会指定管理者の候補者の選定に係る審査会規則第 8 条の規定に基づき教育委員会に報告するもの。

「別 紙」

長崎市北公民館及びチトセピアホール指定管理者候補者選定審査会
の審査結果

1 第1回選定審査会

(1) 日 時 令和6年8月2日（金） 10時～12時

(2) 場 所 長崎市役所17階 中会議室

(3) 出席者 委 員 5人中5人出席

事務局 教育総務部長、

生涯学習企画課長、同課地域学習係長、

同課職員

文化振興課長、同課係長、同課職員

(4) 内 容

ア 会長及び職務代理者の選出

イ 募集要項等の説明及び協議

ウ 選考方法及び審査基準の説明

選定基準のうち着眼点となる項目について説明を行った。

2 第2回選定審査会

(1) 日 時 令和6年10月20日（日） 10時～13時

(2) 場 所 長崎市役所5階 第1委員会室

(3) 出席者 委 員 5人中5人出席

事務局 教育総務部長、

事務局 生涯学習企画課長、同課地域学習係長、
同課職員
文化振興課長、同課係長、同課職員

応募団体 1 者

(4) 内 容

ア 書類審査

(ア) 審査基準の説明

評価項目「価格点」については、「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」により、応募団体の提案金額から算定した点数を委員全員の評価とすることにした。

(イ) 安定した経営能力について

経営又は財務に関する専門的知識を有する委員から、応募団体の 1 者は安定した経営能力を有しているとの評価報告を受けた。

(ウ) 価格点について

委員 1 人当たりの価格点を 28 点満点とすることを確認した。

応募団体の価格点を 21 点とした。

イ 面接審査

ウ 指定管理者候補者の選定

別添「長崎市北公民館及びチトセピアホール指定管理者選定審査会における審査結果」のとおり、候補者を選定した。

令和6年10月21日

長崎市長 鈴木 史朗 様
長崎市教育委員会
教育長 西本 徳明 様

長崎市北公民館及びチトセピアホール
指定管理者候補者選定審査会
会 長 宮下 茂



長崎市北公民館及びチトセピアホール指定管理者候補者選定審査会における
審査結果について（報告）

長崎市北公民館及びチトセピアホール指定管理者候補者の選定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査結果について次のとおり報告します。

1 指定管理者候補者の名称

第一順位 有限会社ステージサービス

2 選定審査会の構成

会 長	宮下 茂	長崎大学教育学部教授
職務代理者	河又 貴洋	長崎市公民館運営審議会委員
委 員	染小 祐介	九州北部税理士会長崎支部会員
委 員	今泉 美治	長崎市北公民館運営協力委員会委員
委 員	林田 賢	長崎県音楽連盟理事・副運営委員長

3 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容や面接に基づき審査を行いました。

また、施設を管理運営する安定した経営能力を有するかについて、応募団体の財務諸表等により審査を行いました。

なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため団体名を伏せて実施しました。

4 審査の経緯

回数	開催日	内容
第1回	令和6年8月2日	・会長の選出 ・指定管理者制度、施設概要の説明 ・募集要項等の説明及び協議 ・選考方法及び審査基準の説明
第2回	令和6年10月20日	・書類及び面接審査 ・指定管理者候補者の選定、講評

5 申請団体

有限会社ステージサービス

6 審査結果（採点結果は別紙のとおり）

第一順位 有限会社ステージサービス

安定した経営能力があり、これまでの運営による十分な実績もあり、5年間の確実な運営が期待できる。

7 審査会総評

（1）審査に係る総括的な講評

事業計画に関しては、市の総合計画を踏まえた上で、地域に根差したコミュニティ拠点として継続性のある事業に利便性を加える姿勢や、地域のホールとしての役割認識など、これまでの経験・実績に基づいた充実した提案となっており高く評価できる。

基本事項に関しては、公共の施設としての目的をとらえた適切な方針が示されており、時代の変化をとらえた堅実な対応と、幅広い地域連携活動に期待したい。

管理運営体制に関しては、業務遂行に必要かつ適切な人員配置計画及び具体的な収支計画が立てられており、緊急時の連絡危機管理体制についても、適切な提案がなされている。

提案内容とこれまでの実績を総合的に判断し、今後の安定した運営が期待できることから、応募者を指定管理者候補者に選定する。

（2）選定審査会からの要望

地域の状況等、情報収集に努め、変化に対応した施設運営を行ってほしい。

(別紙)

採点結果

区分	評価項目			配点			採点	
	大項目	中項目	詳細	各委員	全体	計	第一順位	
							有限会社ステージサービス	
技術点	事業計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られる提案であるか	8	40	140	36	126
		サービスの向上	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案であるか	12	60		55	
		評価と改善	評価・改善体制について、取り組みや考えは適切であるか	8	40		35	
	基本事項	基本方針	施設の管理運営業務について、施設の設置目的等に合った基本方針・理念を持っているか	8	40	100	36	85
		協働と連携	地域、学校等との協働及び連携の考え方と方策が適切であるか	4	20		17	
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	4	20		16	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切であるか	4	20		16	
	管理運営体制	人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行うのに適切であるか	8	40	120	36	108
		収支計画・施設管理	当該施設の業務に係る収支予算書・管理に関する基本的事項は適切であるか	12	60		54	
		緊急時の対応	緊急時における、連絡体制等危機管理体制は適切であるか	4	20		18	
	技術点 計				72	360	319	
価格点	価格	経費	経費は適正か ※上限の範囲内において、一定の基準額までは経費の削減努力を評価しますが、その基準額を下回る場合はサービス水準の低下が懸念されることから、評価が下がります。	28	140	105		
合 計				100	500	424		

「参 照」

○ 長崎市教育委員会指定管理者の候補者の選定に係る審査会規則
(抜粋)

(設置の単位)

第2条 審査会は、指定管理者に管理させようとする公の施設(公募によらず管理させるものを除く。以下「施設」という。)を単位として設置するものとする。ただし、施設の類型、性質等を勘案し、施設の種類ごとに区分し審査させることが適当と教育委員会が認めるときは、区分された種類を単位として、審査会を設置することができる。

[中 略]

(結果報告)

第8条 会長は、審査が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

[以下、略]

第 2 4 号 報 告

長崎市科学館指定管理者候補者選定審査会の審査結果について

令和 6 年 7 月 8 日、9 月 1 5 日及び 1 0 月 2 2 日に開催した長崎市科学館指定管理者候補者選定審査会の審査結果は、別紙のとおりです。

令和 6 年 1 0 月 2 8 日 提 出

長崎市科学館

指定管理者候補者選定審査会

会 長 原 田 康 英

理 由

長崎市科学館指定管理者候補者選定審査会の審査結果について、長崎市教育委員会指定管理者の候補者の選定に係る審査会規則第 8 条の規定に基づき教育委員会に報告するもの。

「別 紙」

長崎市科学館指定管理者候補者選定審査会の審査結果

1 第1回選定審査会

(1) 日 時 令和6年7月8日（月）18時00分～20時50分

(2) 場 所 長崎市役所15階 中会議室

(3) 出席者 委 員 5人中5人出席

事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、
同課施設活用係長

(4) 内 容

ア 会長及び職務代理者の選出

イ 募集要項等の説明及び協議

ウ 審査及び選定基準の説明

2 第2回選定審査会

(1) 日 時 令和6年9月15日（日）10時00分～12時00分

(2) 場 所 長崎市科学館

(3) 出席者 委 員 5人中4人出席

事務局 生涯学習施設課長、同課施設活用係長、同課職員

(4) 内 容

ア 現地視察

3 第3回選定審査会

(1) 日 時 令和6年10月22日（火）9時00分～15時10分

(2) 場 所 長崎市役所15階 中会議室

(3) 出席者 委 員 5 人中 5 人出席

事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、

同課施設活用係長、同課職員

応募団体 3 者

(4) 内 容

ア 書類審査

(ア) 資格審査について

申請に必要な書類に不備がなく、募集要項で求める応募資格を有していることを事務局で確認済みであることを報告した。

(イ) 安定した経営能力について

経営又は財務に関する専門的知識を有する委員から、各応募団体は、安定した経営能力を有しているとの評価報告を受けた。

(ウ) 価格点について

評価項目「価格点」については、「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき応募団体の提案金額から算定した点数、有限会社ステージサービス 30 点（36 点満点）、長崎ミライ科学共同事業体（株式会社インテックス、株式会社コングレ、株式会社大和総業）28 点（36 点満点）及び長崎ダヤモンドスタッフ株式会社 34 点（36 点満点）を委員 1 人当たりの価格点とすることを確認した。

イ 面接審査

ウ 指定管理者候補者の選定

別添「長崎市科学館指定管理者候補者選定審査会審査報告書」のとおりに、候補者を選定した。

「別 添」

令和6年10月23日

長崎市教育委員会
教育長 西本 徳明 様

長崎市科学館
指定管理者候補者選定審査会
会長 原田 康英 

長崎市科学館指定管理者候補者選定審査会における審査結果について（報告）

長崎市科学館指定管理者候補者の選定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査結果について次のとおり報告します。

1 審査結果

- (1) 第一順位 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社
- (2) 第二順位 長崎ミライ科学共同事業体
- (3) 第三順位 有限会社ステージサービス

2 選定審査会の構成

会 長	原田 康英	長崎純心大学人文学部教授
職務代理者	林 幹大	長崎大学人文社会科学域准教授
委 員	松尾 裕隆	九州北部税理士会長崎支部会員
委 員	岡野 敦子	長崎市PTA連合会常任理事
委 員	黒岩 敏博	長崎市立香焼小学校長

3 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容や面接に基づき審査を行いました。

また、施設を管理運営する安定した経営能力を有するかについて、応募団体の財務諸表等により審査を行いました。

なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため団体名を伏せて実施しました。

4 審査の経緯

回数	開催日	内容
第1回	令和6年7月8日	・会長の選出 ・指定管理者制度、選定審査会の概要の説明 ・募集要項等の説明及び協議 ・選考方法及び審査基準の説明
第2回	令和6年9月15日	・現地視察
第3回	令和6年10月22日	・書類及び面接審査 ・指定管理者候補者の選定、講評

5 申請団体（申請順）

- (1) 有限会社ステージサービス
- (2) 長崎ミライ科学共同事業体
代表団体 株式会社インテックス
構成団体 株式会社コングレ長崎営業所
構成団体 株式会社大和総業
- (3) 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社

6 審査結果（採点結果は別紙のとおり）

(1) 第一順位 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社

基本方針の、「ひとを“集める”科学館から、ひとが“集まる”科学館」というコンセプトは魅力的である。

提案された企画内容は、目新しさは感じられないものの、非常に具体的で科学教育に関して不足はない内容である。また、現状に対する問題点を分析し、改善、新しい運営に繋げようとする努力も伺え、これまで培ったコネクションなどを活用することで科学館の存在感を損なわず、安全面にも配慮した安定した管理運営が期待できる。

価格に関しては、第二順位者、第三順位者と比べ、経費の縮減努力がなされた提案であった。

(2) 第二順位 長崎ミライ科学共同事業体

基本方針の「見つける科学館」、「つなぐ科学館」、「あつまる科学館」は、科学教育の普及の拠点となる科学館のあるべき姿であると評価できる。

科学教育という観点を十分に考慮された計画となっており、他都市の科学館の運営実績を基に提案された企画は、具体的で興味を引く内容であると高く評価した。一方で、他都市の科学館の実績があるがゆえに、その実績を単にそのまま長崎市科学館で実施するだけでは、長崎市の実情に合致するのか、また、全ての提案事業を確実に実施できるのかが懸念される。

(3) 第三順位 有限会社ステージサービス

地域づくりを行う拠点という基本方針は魅力的である。市の施策や現科学館の運営状況を調査、分析し詳細な計画が立てられている。

具体的な企画内容もオリジナリティに富んだ計画となっており、科学館の概念を大きく変えていきそうな面白さもあり、これまでの概念にとらわれない科学館となることに対する期待感を評価する一方で、企画内容が、科学館が担っていた科学教育に関する役割を十分に果たせるか、必ずしも科学館で行うべき事業内容なのか疑問も残った。

7 審査会総評

(1) 審査に係る総括的な講評

技術点のうち事業計画に関しては、第二順位者から提案された他都市の科学館の運営実績を踏まえた企画内容を最も高く評価したが、第一順位者の科学教育に関する具体的な提案、第三順位者のオリジナリティもそれぞれ一定の評価ができる内容であった。管理運営体制に関しては、人員配置、収支計画・施設管理、安全管理の中項目のいずれも第一順位者を高く評価した。技術点の合計では、第二順位者、第一順位者、第三順位者の順に評価した。

価格点については、経費の縮減努力などで最も安価な提案がなされた第一順位者とその他2者とで大きな差が出る結果となった。

以上の結果を踏まえ、技術点と価格点との総合点で最も高い得点となった第一順位の長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社を指定管理者候補者に選定する。

(2) 選定審査会からの指定管理者候補者への要望

ひとが“集まる”科学館という基本方針を実現するためには、何が必要か、改めて熟考してほしい。指定管理者に求められる基準をクリアするだけでなく、地域や教育支援団体との連携により科学教育の役割を拡張し、青少年の健全育成や地域課題解決へ結びつく事業にも取り組んでいただきたい。

一方、提案された事業内容は求められる水準を満たしていると判断されるが、目新しさを感じられないので、自己分析した問題点を再検討し、他の科学館とのつながりをもって、思い切った取り組みを実施してもらいたい。

また、新たな人材の投入や女性が活躍できる場を提供してほしい。

(別紙)

採点結果

区分	評価項目			配点			採点					
	大項目	中項目	詳細	各委員	全体	計	第一順位		第二順位		第三順位	
							長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社		長崎ミライ科学共同事業体		有限会社ステージサービス	
技術点	基本事項	基本方針	当該施設の管理運営業務について、施設の設置目的等に合った基本方針・理念を持っているか	4	20	60	16	47	19	49	13	43
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切か	4	20		16		15		15	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	4	20		15		15		15	
	事業計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか	12	60	160	39	109	51	129	36	114
		サービスの向上	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案であるか	12	60		42		48		48	
		評価と改善	事業に対する評価・改善体制が適切であるか	8	40		28		30		30	
	管理運営体制	人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行うのに適切か	8	40	100	32	79	32	73	24	65
		収支計画・施設管理	当該施設の業務に係る収支予算書・管理に関する基本的事項は適切であるか	8	40		30		28		28	
		安全管理	日常における実験等の安全管理、薬品の保管等の管理体制は適切か。また、緊急時における連絡体制等危機管理体制は適切か	4	20		17		13		13	
	技術点 計			64	320		235		251		222	
価格点	価格	経費	経費は適正か ※上限の範囲内において、一定の基準額までは経費の削減努力を評価しますが、その基準額を下回る場合はサービス水準の低下が懸念されることから、評価が下がります。	36	180		170		140		150	
	合 計			100	500		405		391		372	

「参 照」

- 長崎市教育委員会指定管理者の候補者の選定に係る審査会規則（抜粋）

（設置の単位）

第2条 審査会は、指定管理者に管理させようとする公の施設（公募によらず管理させるものを除く。以下「施設」という。）を単位として設置するものとする。ただし、施設の類型、性質等を勘案し、施設の種類ごとに区分し審査させることが適当と教育委員会が認めるときは、区分された種類を単位として、審査会を設置することができる。

〔 中 略 〕

（結果報告）

第8条 会長は、審査が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 2 5 号報告

公の施設の指定管理者の候補者の選定について（長崎市北公民館）

長崎市北公民館の管理を行わせるため、長崎市北公民館及びチトセピアホール指定管理者候補者選定審査会による審査の結果のとおり、第一順位の団体を指定管理者の候補者として選定するため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 2 7 年長崎市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり決定したが、重要と認められる事項であることから同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 0 月 2 8 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

「別 紙」

公の施設の指定管理者の候補者の選定について

次のとおり公の施設の指定管理者の候補者を設定するものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 長崎市北公民館
- 2 指定管理者の候補者 長崎市西山2丁目22番18号
有限会社 ステージサービス
取締役 出口 亮太

令和6年10月24日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

「参 照」

○ 長崎市公民館条例（抜粋）

第4条 教育委員会は、北公民館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。

(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 北公民館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 北公民館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める条件
〔 以下、略 〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
 - (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
 - (3) 県費負担に係る教職員の任免その他の進退について内申すること。
 - (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（前号の教職員を除く。）の任免その他の進退に関すること。
 - (5) 教科書の採択を決定すること。
 - (6) 学校その他教育機関の敷地の選定及び変更を決定すること。
 - (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。
 - (8) 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。
 - (9) 通学区域を設定し、又は変更すること。
 - (10) 他の教育委員会との協議事項を決定すること。
 - (11) 法第26条に規定する点検及び評価に関すること。
 - (12) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。
 - (13) 審査請求（教育長がその権限（委員会から委任された権限を含む。）に基づき行った行政処分に係るものを除く。次条第1項において同じ。）及び訴訟等に関すること。
 - (14) 文化財の指定及びその解除に関すること。
 - (15) 行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること。
 - (16) 学校運営協議会の設置並びに委員の任命及び委嘱に関すること。
- 2 教育長は、前項の規定により委任された事項のうち、重要と認められるものについては、その事務の管理及び執行の状況を、教育委員会に報告しなければならない。

第 2 6 号報告

公の施設の指定管理者の候補者の選定について

長崎市科学館の管理を行わせるため、長崎市科学館指定管理者候補者選定審査会による審査の結果のとおり、第一順位の団体を指定管理者の候補者として選定するため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 2 7 年長崎市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり決定したが、重要と認められる事項であることから同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 0 月 2 8 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

「別 紙」

公の施設の指定管理者の候補者の選定について

次のとおり公の施設の指定管理者の候補者を選定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市科学館
- 2 指 定 管 理 者 長崎市淵町2番25号
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社
代表取締役社長 大熊 稔幸

令和6年10月24日

長崎市教育委員会

教育長 西本 徳明

「参 照」

○ 長崎市科学館条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第4条 教育委員会は、科学館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。

(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 科学館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 科学館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める条件

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 県費負担に係る教職員の任免その他の進退について内申すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（前号の教職員を除く。）の任免その他の進退に関すること。
- (5) 教科書の採択を決定すること。
- (6) 学校その他教育機関の敷地の選定及び変更を決定すること。
- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。
- (8) 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (9) 通学区域を設定し、又は変更すること。
- (10) 他の教育委員会との協議事項を決定すること。
- (11) 法第26条に規定する点検及び評価に関すること。
- (12) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (13) 審査請求（教育長がその権限（委員会から委任された権限を含む。）に基づき行った行政処分に係るものを除く。次条第1項において同じ。）及び訴訟等に関すること。
- (14) 文化財の指定及びその解除に関すること。
- (15) 行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること。
- (16) 学校運営協議会の設置並びに委員の任命及び委嘱に関すること。

2 教育長は、前項の規定により委任された事項のうち、重要と認められるものについては、その事務の管理及び執行の状況を、教育委員会に報告しなければならない。